

## 令和8年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

(法務省)

項目名	第1次国土強靭化実施中期計画等を踏まえた財源確保方策の検討の開始				
税目					
要望の内容	<p>第1次国土強靭化実施中期計画及び経済財政運営と改革の基本方針2025において、「実施中期計画の実施に際しては、真に必要な財政需要に安定的に対応するため、地方の実情も踏まえ、受益者による負担の状況を念頭に置きつつ、事業の進捗管理と財源確保方策の具体的な検討を開始する。」と記載されたことを踏まえて財源確保方策の検討を関係府省庁（注）において開始する。</p> <p>（注）関係府省庁は、内閣府、警察庁、こども家庭庁、総務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省、防衛省</p>				
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<table border="1"> <thead> <tr> <th>平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)</th> <th>百万円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(改正増減収額)</td> <td>(百万円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1) 政策目的 国土強靭化を推進するに当たり、安定的な財源を確保すること。</p> <p>(2) 施策の必要性 気候変動に伴い激甚化・頻発化する気象災害や、切迫する南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震などの大規模地震から、国民の生命・財産・暮らしを守り、国家・社会の重要な機能を維持するため、防災・減災、国土強靭化の取組を切れ目なく推進する必要がある。 「第1次国土強靭化実施中期計画」（令和7年6月6日閣議決定）においては、令和8年度からの令和12年度までの計画期間内に実施すべき施策（全326施策）を位置付けるとともに、そのうち推進が特に必要となる施策（全114施策）及びその事業規模（おおむね20兆円強程度）を定めている。 国土強靭化の取組を安定的に推進するためには、財源確保が重要であることから、財源確保方策の検討を開始するものである。</p>	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)	百万円	(改正増減収額)	(百万円)
平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)	百万円				
(改正増減収額)	(百万円)				

今 回 の 要 望 ( 租 税 特 別 措 置 ) に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的的位置付け	<p>○「第1次国土強靭化実施中期計画」（令和7年6月6日閣議決定）  <b>第5章 フォローアップと計画の見直し</b>        さらに、今後の実施中期計画の実施に際しては、真に必要な財政需要に安定的に対応するため、地方の実情も踏まえ、受益者による負担の状況を念頭に置きつつ、事業の進捗管理と財源確保方策の具体的な検討を開始する。</p> <p>○「経済財政運営と改革の基本方針2025」（令和7年6月13日閣議決定）  <b>第2章 4. 国民の安心・安全の確保</b>  <b>(1) 防災・減災・国土強靭化の推進</b>        國土強靭化実施中期計画の実施に際しては、真に必要な財政需要に安定的に対応するため、地方の実情も踏まえ、受益者による負担の状況を念頭に置きつつ、事業の進捗管理と財源確保方策の具体的な検討を開始する。</p>
		政策の達成目標	
		租税特別措置の適用又は延長期間	
		同上の期間中の達成目標	
	有 效 性	政策目標の達成状況	
		要望の措置の適用見込み	
	相 當 性	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	
		当該要望項目以外の税制上の措置	
		予算上の措置等の要求内容及び金額	

		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	
		要望の措置の妥当性	
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関する事項	租税特別措置の適用実績		
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果		
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)		
	前回要望時の達成目標		
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由		
	これまでの要望経緯	新規要望	